

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関  
 人事委員会事務局  
 監査委員事務局  
 警察本部長並びに警察本部及び警察署  
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。）に規定する認定、認可、監督その他の事務に関すること（一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第84条の2に規定する主務官庁の権限に関することを除く。）。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>

4 前3項に掲げる事務について、教育長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

5 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長(総括課長が直接事務を担当する場合に限る。)及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(18) [略]

9 第2項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室企画担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

11 [略]

12 第1項第1号及び第2項第11号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

13 第2項第4号から第10号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4 前3項に掲げる事務について、教育長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 公益認定等審議会に対する諮問に関すること。

(4) 公益認定等に係る申請に対する処分及び不利益処分に  
関すること。

5 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第12号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第12号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長(総括課長が直接事務を担当する場合に限る。)及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第12号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(18) [略]

9 第2項第1号及び第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室企画担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第4項第3号及び第4号に規定する以外の一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第12号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

11 [略]

12 第1項第1号及び第2項第12号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

13 第2項第5号から第11号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

14 第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

15・16 [略]

17 第1項第2号並びに第2項第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人に関すること。

(4) [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(19) [略]

(20) 国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人に関すること。

4～10 [略]

14 第1項第2号並びに第2項第3号及び第4号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

15・16 [略]

17 第1項第2号並びに第2項第5号から第10号まで及び第12号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。

(1)～(4) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関すること(公益法人認定法及び一般社団・財団法人法等整備法に規定する認定、認可、監督その他の事務に関することを含む。次項において同じ。)

(4) [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(19) [略]

(20) 国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

4～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。